

令和3年第1回教育委員会会議録

日時：令和3年1月22日（金）

午後4時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	中村光一
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	西口晶子

出席者	教育長	森昌彦
	教育次長	宮田雅司
	学校教育・人権教育担当理事	片岡長作
	教育事務調整担当参事（兼）	
	教育事務所調整担当参事・教育総務課長	丸山美由紀
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	瀬古口あゆみ
	津図書館長（兼）津図書館図書事務長	山下三佳

教育長 令和3年第1回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 本日の議案の概要でございますが、第1号 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)に係る意見について、1件の議案について、御審議をお願いします。

詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第1号の議案1件です。

このうち、議案第1号につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 それでは、議案第1号につきましては、非公開と決定します。

議案第1号 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)に係る意見について

議案第1号 非公開で開催

議案第1号 原案可決

教育長 それでは、非公開議案の審議に入りたいと思います。先程決定しましたとおり、ここからは非公開といたします。

それでは議事に入ります。議案第1号 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)に係る意見について、事務局から説明をお願いします。学校教育課幼児教育課程担当副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 議案第1号 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)に係る意見について、御説明させていただきます。津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めるにあたり、認定こども園の所管課である子育て推進課から、教育委員会の意見を求める依頼がありましたことから、内容を御説明し、審議をお願いするものでございます。

令和4年度に河芸こども園を設置するにあたり、津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することが必要となりました。改正にあたって、資料の3枚目にありますように、令和3年1月8日付けで、子育て推進課から教育委員会に対し、意見を求められております。意見聴取の根拠となりますのは、資料の最後に添付しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項及び津市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則の規定で、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定にあたっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならないと定められており、今回の条例改正は、「幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関すること」であるため、規則第2号に当てはまります。

資料の4枚目をお願いいたします。こちらが今回の条例改正の案で、津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。改正理由及び改正内容といたしましては、令和4年4月に、本市6番目となる認定こども園として、津市立河芸こども園を設置することに伴い、当該条例の別表に河芸こども園の項を加えようとするものでございます。現行の豊津幼稚園、上野幼稚園及び上野保育園からの移行となり、住所は、津市河芸町上野2963番地及び同3130番地で、定員は118人となります。この条例の施行期日は、令和4年4月1日です。また、この改正に伴いまして、津市立学校設置条例にあります豊津幼稚園及び上野幼稚園を廃止しますので、その項を削りますのと、津市保育所の設置及び管理に関する条例の上野保育園を同じく廃止いたしますので、その項を削ろうとするものでございます。参考資料として、現行の津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例を、後のページに付けさせていただきます。

本日、委員の皆様にご審議いただき、条例案に対しての御意見等がないようでしたら、資料の2枚目、「津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）に係る意見について（回答）（案）」のとおり、子育て推進課へ回答させていただき、その後、津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例として、令和3年第1回津市議会定例会に議案として提出する予定です。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。滝澤委員。

滝澤委員 津市立河芸こども園の住所が二つあるのは、園舎が二つに分かれているからということですか。

教育長 学校教育課幼児教育課程担当副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 昨年、教育委員会でも御審議いただいたように、河芸こども園は、一つの施設ではありますが、乳児棟、幼児棟があり、分園舎型として運営していきます。二つの住所は、現行の上野保育園、上野幼稚園の住所です。

滝澤委員 それぞれの園舎が、それぞれの住所で運用していくということですか。

教育長 学校教育課幼児教育課程担当副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 全国の分園舎型のこども園を見ますと、代表の住所一つだけを条例に記載しているこども園もあるのですが、それぞれの住所を記載しているところがほとんどでしたので、このような案にさせていただきました。

滝澤委員 通常、一つの施設であれば、主となる住所を一つ書いておくと思うので、住所が二つあるというのは、何となく違和感があります。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 子育て推進課や法務室などで検討してもらったのですけれども、一旦、両方の住所を記載しておくという結論になりました。今後、設置準備の中で、主となる管理棟が決まってくると思いますので、運

用上、主に使う住所は一つになってくると思います。条例上は二つ住所がありますが、対外的に御案内するのは、代表の住所だけになると思われま

滝澤委員 条例上だけ、二つの住所を書いておくということですね。

教育長 他に、ございませんか。

それでは、議案第1号につきまして、原案どおり承認するという事でよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第1号につきましては、原案どおり承認いたします。